

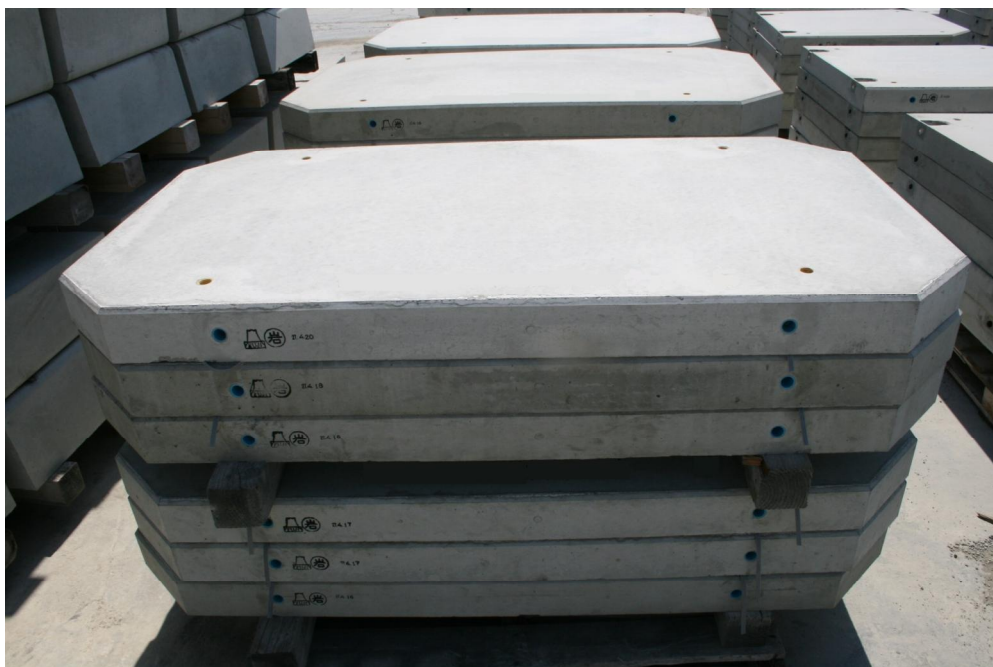
【参考】既製の底部コンクリート板による施工例

【既製の底部コンクリート板】

- (1) 工期が短期間となる工事にあっては、既製の底部コンクリート板を使用することで工期を短縮することができる。
- (2) 既製の底部コンクリート板といえども、その施工にあたっては、浄化槽工事用の図面及び仕様書に基づいて行う必要がある。

【既製の底部コンクリート板の施工例】

- (1) 既製底板コンクリートの概要
 - ・ あらかじめ工場で製作され、養生を終えた鉄筋コンクリートとする。
 - ・ 鉄筋は、D10@200とし、コンクリート厚は、100mm以上とする。
- (2) 基礎
 - ・ 割栗石地業：P 33参照
 - ・ 空練りモルタル
- (3) 既製の底部コンクリート板の敷設
 - ・ 安全対策を十分に行い、クレーン車などで敷設する。
- (4) 設置状況の確認
 - ・ 水平であり、所定のレベルであることを確認する。



※参考 「浄化槽用プレキャストコンクリート底板施工要領」(公社)徳島県環境技術センター)

6-5 据付工事

流入管底や放流管底のレベルを確かめながら、石などを落とさないように、静かに浄化槽本体を吊り降ろす。なお、水平の確認は、それぞれの設計図書等に基づき行う。

(1) 吊り込み・吊り降ろし

- ① 底版コンクリートの上の小石や異物を除去し、流入管、放流管の向きを確認しながら、浄化槽の4点の吊り金具にロープを掛けて、静かに吊り込み・吊り降ろしを行う。
- ② 吊り込み、吊り降ろしは、玉掛けの作業主任者等の資格を有するものが行う。
- ③ クレーンなどの機械の配置は、地盤の強度を十分考慮して決定する。

(2) 水平の確認

- ① 水準器をマンホール枠上で、各方向に当て、浄化槽の水平を確認する。
- ② 水平が取れていない場合には、ライナ等を槽の下に入れて調整する。この場合必ず隙間にモルタルを充填する。

(3) 設備・機器の確認


据付け後、再度、内部設備及び機器類の確認を行う。

(4) 据付工事の状況を示す写真（浄化槽本体の搬入状況の写真）

（補助金関係提出用写真）

写真 6-5-1

（工事写真5）

	<p>1 撮影ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現場での浄化槽本体の搬入状況及び本体に明記されている型式・人槽が分かるように写すこと。（文字がわかるようにアップ写真を添付してもよい。） ●浄化槽工事業者登録（届出済）標識及び黒板を掲げていること。（文字が確認できること。標識と黒板を掲げている状態で撮影したアップ写真を添付してもよい） <ul style="list-style-type: none"> ・ P 2 7 図 6 - 1 - 1 標識 ・ P 2 7 図 6 - 1 - 2 黒板（例） <p>2 審査ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●メーカー・型式・人槽が申請どおりのものか確認。 ●補助金交付申請書（浄化槽設置届出書）に記載の浄化槽設備士と同一人物か確認。
---	--

一口メモ

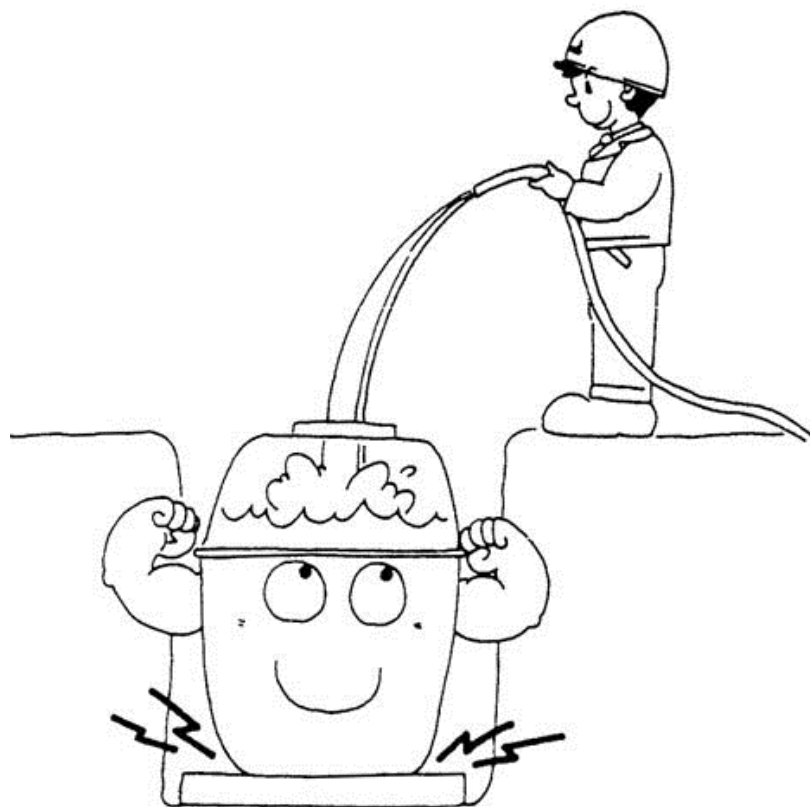
玉掛け：重量物をつり下げ、移動するためにワイヤーロープなどを用いてクレーンのフックに掛ける作業。玉掛け作業者は労働安全衛生法で定める資格が必要。

6-6 水張り

浄化槽内部に異常がないことを確認の後、槽本体の安定の確保、水平の確保、埋戻しの際の土圧による本体・設備の変形防止及び漏水の確認等のため水張りを行う。

(1) 水張り

- ① 水準器をマンホール枠上で、各方向に当て、浄化槽の水平の確認を行う。
- ② 槽内部に異常がないことを確認の後、所定の水位まで水張りを行う。
埋戻し前に規定水位まで水張りを行うこと。その後、24時間以上放置し、漏水の有無を検査する。
- ③ 槽に漏水がないかを調べる（漏水検査）。
漏水の補修がし易いように埋め戻し前に漏水検査を行う。
漏水が認められた場合には補修を行う。
補修は漏水の程度によって異なるので、メーカーに相談する必要がある。
- ④ 水張りによって槽が歪み、締め付け金具が緩むことがあるので、その場合は締め直す必要がある。



(2) 据付工事の状況を示す写真（浄化槽本体の水張り状況の写真）
（補助金関係提出用写真）

写真 6-6-1

（工事写真6）



1 撮影ポイント

- 周辺状況（背景の家屋等）もわかるよう写すこと。
- 現場での浄化槽本体の搬入状況及び水張りを行っている状況が分かるように写すこと。
- 水張りを行い、水準器等を用いて水平を確認していることがわかるアップ写真を添付すること。
- 浄化槽工事業者登録（届出済）標識及び黒板を掲げていること。（文字が確認できること。標識と黒板を掲げている状態で撮影したアップ写真を添付してもよい）

- ・ P 2 7 図 6 - 1 - 1 標識
- ・ P 2 7 図 6 - 1 - 2 黒板（例）

2 審査ポイント

- 適正に水張りを行っているか確認。
- 補助金交付申請書（浄化槽設置届出書）に記載の浄化槽設備士と同一人物か確認。

6-7 埋戻し工事

埋戻し工事は、水張り試験を行い、漏水がないことを確認した後、浄化槽本体を損傷させたり水平を狂わせないように留意しながら行う。

(1) 本体の養生

埋戻しの際に、本体の開口部から土砂が入らないように、マンホール等にシート等で覆いをする。

(2) 埋戻し

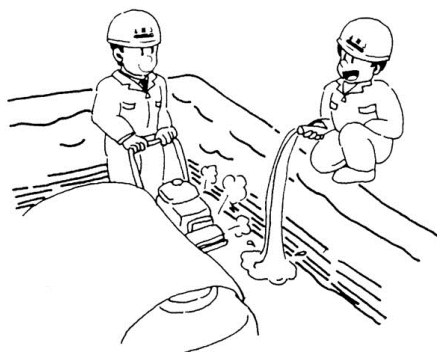
- ① 埋戻しは、良質な土砂を用い、静かに、浄化槽の左右交互に振り分けるように行う。
- ② 掘削土が良質な場合には、埋戻しに利用する。
この場合、石塊その他浄化槽を傷つけるおそれがないこと。掘削土が良質でない場合は、別途、埋戻し用の良質な土砂を用意する。
- ③ 衝撃を与えたり、埋戻しの土砂が片側に偏る等によって、槽を移動させたり、水平の狂いを生じさせないこと。
- ④ 埋戻しの途中で、水平の確認を何度か行う。
- ⑤ 埋戻しは、途中で何度も水を撒き、水締めをして埋戻した箇所から突き固めの器具を用いて突き固め、埋戻しの土砂の内部に隙間ができないように行う。
- ⑥ 水締めと突き固めを交互に幾度も行って埋め戻す。

(3) 配管の接続

埋戻し途中（流入管、放流管のレベル）で配管の接続を行い、さらに埋戻す際に、槽外部の配管類を損傷しないように注意する。

(4) 残土の処分

残土の処分方法は、工事着工前に関係者との打合せの際に検討しておく。余り盛りとして必要な土砂以外は、浄化槽の周りに積み上げないようにし、かつ、周りの水はけをよくする。



(5) 据付工事の状況を示す写真（埋戻し状況の写真）
（補助金関係提出用写真）

写真 6-7-1

（工事写真7）

浄化槽工事業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
浄化槽設備士名	



工事名	〇〇邸浄化槽工事
設置場所	〇市〇町〇番地
工程	埋戻し工事
工事業者名	(有)〇〇〇〇
浄化槽設備士名	〇〇 〇〇
日付	平成〇〇年〇月〇日

1 撮影ポイント

- 水締め、突き固めを行い、浄化槽の水平を確認しつつ、埋戻しの作業を行っているところを写すこと。
- 水準器等を用い、水平になっていることがわかるように写すこと。（水準器が水平を示しているアップ写真を添付すること）
- 浄化槽工事業者登録(届出済)標識及び黒板を掲げていること。（文字が確認できること。標識と黒板を掲げている状態で撮影したアップ写真を添付してもよい）

- ・P27 図6-1-1 標識
- ・P27 図6-1-2 黒板（例）

2 審査ポイント

- 水平を保ちつつ、水締め及び突き固めを行っているか確認。
- 浄化槽設置届出書に記載の浄化槽設備士と同一人物か確認。

6-8 上部コンクリート工事

点検時の作業を容易にすると同時に、雨水の浸入、浮上防止のため、浄化槽上部には鉄筋コンクリートを打設する。

上部コンクリートの鉄筋部分が地山の肩に掛かるように施工することが望ましい。型枠、配筋及びコンクリートの打設については、基礎コンクリートに準じる。

(1) 締め固め

埋め戻しをした後、十分な締め固めを行い、地盤が安定したことを確認する。

(2) 型枠工事

型枠を組み立てる。

(3) 配筋工事

- ① 基礎コンクリートに準じる。
- ② 開口部補強金はD10以上とする。

表6-8-1 上部コンクリートの厚さ（無荷重型の例）

種 別		基礎等の厚さ(mm)
上部鉄筋コンクリート	コンクリート	100以上
	配 筋	D10@200(シングル)

※耐荷重仕様でない浄化槽の上部に車庫等の荷重がかかる場合は、8-3耐荷重(駐車場)工事を参照

(5) 嵩上げの状況を示す写真(上部コンクリート型枠及び配筋の状況がわかる写真)の拡大 (補助金関係提出用写真)

写真 6-8-1

(工事写真8(拡大))



※工事写真として提出を求められている場合は、浄化槽設備士、標識、黒板とともに撮影した写真も必要

(6) 嵩上げ工事

嵩上げ工事を行う場合は、設置後の保守点検、清掃の容易さ、土圧を考慮して、嵩上げは30cm以内におさえること。(P62 「8-1 嵩上げ工事」参照)

(7) コンクリート打ち

上部コンクリートを打つ場合は、埋戻土の突き固めが十分に行われ、地盤が安定したことを確認した後に行う。

- ① コンクリートを打ち込む。
- ② 上部コンクリートは、原則として地盤面より3cm以上高くする。また水勾配を設ける等雨水等の流入防止策を講じる。
- ③ 表面を金ごて又は刷毛で仕上げる。
- ④ 十分な養生期間をおく。

(8) 嵩上げ状況を示す写真(嵩上げの状況の写真・完成写真)

(補助金関係提出用写真)

写真6-8-2 (写真は上部コンクリート工事を伴うもの)

(工事写真9)

	<p>1 撮影ポイント</p> <ul style="list-style-type: none">●嵩上げの高さが分かるようにスケールを当てたところを写すこと。●マンホールの高さから、バルブ等の操作が可能であるか確認できるように、バルブの上端からマンホールの蓋までの距離がわかるように写すこと。●浄化槽工事業者登録(届出済)標識及び黒板を掲げていること。(文字が確認できること。標識と黒板を掲げている状態で撮影したアップ写真を添付してもよい)・P27 図6-1-1 標識・P27 図6-1-2 黒板(例) <p>2 審査ポイント</p> <ul style="list-style-type: none">●バルブ操作などの維持管理を容易に行うことができるか確認。●嵩上げは30cm以内となっているか確認●補助金交付申請書(浄化槽設置届出書)に記載の浄化槽設備士と同一人物か確認。
--	---

※「嵩上げをしない場合」や「補助金の対象としない場合」は、撮影する必要はない。

表 6-1-1 本体工事チェックリスト (例)

浄化槽設備士				
チェック項目			確認年月日	
仮設工事	地縄張り	浄化槽設置場所の整地後、浄化槽の設置位置を、設計図書に基づき、地面に縄やビニール紐を張って（スプレーで描いてもよい）示し、設置位置について、設置者に十分説明し、了解を得ること	・ ・	
	遣り方	①レベル、位置、方向、芯を表示するために遣り方を設ける。	・ ・	
		②必要な電源、工事用水の確保を行う。	・ ・	
	ベンチマーク	木杭、コンクリート杭等を用いて移動しないように設置し、その周囲に養生を行う。（移動するおそれのない固定物で代用）	・ ・	
	仮囲い	現場作業者及び外部の者に対する事故防止のための安全対策を十分に行う。	・ ・	
	標識	工事現場の適切な位置に標識を掲げる。	・ ・	
写真撮影	補助金関係提出用写真の撮影 （浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真）	・ ・		
掘削工事	掘削土の処理・処分	掘削に先立ち、掘削土の運搬処理方法をあらかじめ定めておく。	・ ・	
		残土や廃材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源等に関する法律の規定に基づき適正に行う。	・ ・	
		掘削前の土量と掘削後の土量は異なるので、搬出処分量や埋戻し量に注意する。	・ ・	
	掘削（素掘り）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 土留め工法水替え工法を行う場合は項目を変える </div>	素掘り工法とする場合は、周囲に建物などがなく広さに余裕があり、土の自然勾配が大きく、崩れにくい良質な地盤で地下水水位が低い場合とする。	・ ・
			設置場所や流入管、流出管の方向を確認し、添付の仕様書や図面を見て、必要な深度まで掘削する。	・ ・
			地山崩壊を防ぐため適当な勾配（法面）をつける。	・ ・
			深く掘りすぎた場合、捨てコンクリートで調整する。	・ ・
			掘削幅は埋戻しが容易にできるように浄化槽本体の大きさに対して余裕を持たせる。	・ ・
	安全対策	施工機械の転倒防止対策を行う。	・ ・	
		酸欠、杭孔への転落等の防止対策を行う。	・ ・	
掘削時の転落防止及び危険箇所への立入禁止の対策を行う。		・ ・		
給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないように注意する。		・ ・		

表6-1-1 本体工事チェックリスト（例）

2 / 4

チェック項目		確認年月日	
基礎工事	割栗石地業	栗石又は碎石を敷いて、突き固める。	・ ・
		普通地盤の場合は碎石地業とし、敷厚は100mm以上とする。	・ ・
		軟弱地盤の場合、割栗石地業とし、根切り底に割栗石を敷き詰めた上から砂利で目潰しを行い十分に突き固める。	・ ・
	写真撮影	補助金関係提出用写真の撮影 (栗石又は碎石地業を行ったことがわかる写真)	・ ・
	捨てコンクリート	目潰しを行った栗石又は碎石地業の上に、捨てコンクリートを打ち、仕上げる。	・ ・
		掘りすぎた場合は、深さの調整を行う。	・ ・
		適正な養生を行う。	・ ・
捨てコンクリートの上に、通り芯、型枠の位置、その他（浄化槽本体の浮上防止金具の取付位置等）墨出しを行う。		・ ・	
基礎 コンクリート 工事	型枠工事	型枠はせき板と支保工から構成する。	・ ・
		型枠は施工図に従って組み立てる。	・ ・
		型枠は作業荷重、コンクリートの自重及び側圧、打込み時の振動及び衝撃、水平加重等の外力に耐える設計とする。	・ ・
		コンクリートの打込みに先立ち、組立状態を確認する。	・ ・
	配筋工事	配筋は構造図面や仕様書のとおり行う。	・ ・
		鉄筋の配筋位置は、縦・横のコンクリートかぶり厚を考慮し、スペーサー等を使用して、適切な位置となるように行う。	・ ・
		鉄筋は、異形鉄筋とし、JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)によるものとする。	・ ・
	コンクリート 打ち	金ごてなどで平滑かつ水平に仕上げる。	・ ・
		浄化槽を適切に据付けできる広さを確保する。	・ ・
		コンクリートの締固めは、鉄筋、鉄骨、埋設物等の周囲や型枠の隅々までコンクリートが充填され、密実なコンクリートが得られるように行う。	・ ・
締固めは、コンクリート棒形振動機、型枠振動機又は突き棒を用いて行う。		・ ・	
槽本体の固定金具や浮上防止金具ははずれないように確実に取り付ける。		・ ・	
十分強度が出るまで適切な養生する。 型枠を取り外す。		・ ・ ・ ・	

表6-1-1 本体工事チェックリスト（例）

3 / 4

チェック項目			確認年月日
	写真撮影	補助金関係提出用写真の撮影 (型枠及び背筋の状態が分かる写真)	. .
	〔基礎コンクリート工事の続き〕	補助金関係提出用写真の撮影 (基礎コンクリートの打設がわかる写真)	. .
据付工事	吊り込み・吊り降ろし	底版コンクリートの上の小石や異物を除去し、流入管、放流管の向きを確認しながら、浄化槽の吊り金具にロープを掛けて、静かに吊り込み・吊り降ろしを行う。	. .
		吊り込み、吊り降ろしは、玉掛けの作業主任者等の資格を有するものを行う。	. .
		クレーンなどの機械の配置は、地盤の強度を十分考慮して決定する。	. .
	水平の確認	水準器のマンホール枠上で、各方向に当て、浄化槽の水平を確認する。	. .
		水平が取れていない場合、ライナ等を槽の下に入れて調整する。この場合必ず隙間にモルタルを充填する。	. .
	設備・機器の確認	据付け後、再度、内部設備及び機器類の確認を行う。	. .
写真撮影	補助金関係提出用写真の撮影 (浄化槽本体の据付け状況の写真)	. .	
水張り	水張り	水準目安先頭から槽の水平の確認を行う。	. .
		槽内部に異常がないことを確認の後、所定の水位まで水張りを行う。	. .
		24時間以上放置し、漏水の有無を検査する。漏水が認められた場合には補修を行う。(漏水の程度によってはメーカーに相談する)	. .
	写真撮影	工事写真6の撮影(補助金関係提出用写真) (浄化槽本体の水張り状況の写真)	. .
埋戻し工事	本体の養生	埋戻しの際に、本体の開口部から土砂が入らないように、マンホール等にシート等で覆いをする。	. .
	埋戻し	埋戻しは、良質な土砂を用い、静かに、浄化槽の左右交互に振り分けるように行う。	. .
		掘削土が良質な場合には、埋戻しに利用する。その場合、石塊その他浄化槽を傷つけるおそれがないこと。なお、掘削土が良質でない場合、別途、埋戻し用の良質な土砂を用意すること。	. .
		浄化槽に衝撃を与えたり、土砂が片側に偏らないようにする。	. .
		埋戻しの途中で、水平の確認を何度か行う。	. .

表6-1-1 本体工事チェックリスト（例）

4 / 4

チェック項目			確認年月日
埋戻し工事	埋戻し	埋戻しは、途中で何度も水を撒き、水締めをして埋戻した箇所から突き固めの器具を用いて突き固め、埋戻しの土砂の内部に隙間ができないように行う。	・ ・
		水締めと突き固めを交互に幾度も行って埋め戻す。	・ ・
	配管の接続	埋戻し途中（流入管、放流管のレベル）で配管の接続を行い、さらに埋戻す際に、槽外部の配管類を損傷しないように注意する。	・ ・
	残土の処分	残土の処分方法は、工事着工前に関係者と打ち合わせしておく。	・ ・
		余り盛りとして必要な土砂以外は、浄化槽の周りに積み上げないようにする。	・ ・
写真撮影	補助金関係提出用写真の撮影（埋戻し状況の写真）	・ ・	
上部コンクリート打ち	締め固め	埋戻しをした後、十分な締め固めを行い、地盤が安定したことを確認する。	・ ・
	型枠工事	型枠を組み立てる。	・ ・
	配筋工事	配筋を行う。	・ ・
	写真撮影	補助金関係提出用写真の撮影（上部コンクリートの型枠（配筋）の状態がわかる写真）	・ ・
	嵩上げ工事	嵩上げの高さは、設置後の保守点検、清掃の容易さ、土圧を考慮して、嵩上げは30cm以内におさえること。	・ ・
	コンクリート打ち	上部コンクリートを打つ場合は、埋戻土の突き固めが十分に行われ、地盤が安定したことを確認した後に行う。	・ ・
		上部コンクリートは、原則として地盤面より3cm以上高くする。また水勾配を設ける等雨水等の流入防止策を講じる。	・ ・
		表面を金ごて又は刷毛で仕上げる。	・ ・
		十分な養生期間をおく。	・ ・
	写真撮影	補助金関係提出用写真の撮影（嵩上げの状況の写真）	・ ・
補助金関係提出用写真の撮影（上部コンクリートの打設の写真）		・ ・	

7 付帯工事

7-1 排水設備工事

建物から汚水を浄化槽に支障なく、衛生的に排除するための排水管やます等の設備を設置する工事

(1) 排水設備工事の注意点

- ① 生活排水は全て接続し、雨水や工場排水などは接続してはならない。
- ② 各器具からの屋内排水管は、原則として個別に屋外に出すこと。
- ③ 配管はできるだけ最短距離とすること。ただし、床下配管は排水管の故障の発見及び清掃が困難になるため、できるだけ避けること。
- ④ 掘削の底面は不陸がないように転圧し、地盤が軟弱な場合は砂利、碎石を敷き、目潰しを施すこと。
- ⑤ 流入管の勾配は、100分の1以上、排水管の勾配は200分の1以上とする。
(P55 「文書7-1-1 管渠の勾配等」参照)
- ⑥ 配管の起点における土被りは通常20cm以上とし、やむを得ず露出配管とする場合は、外部からの衝撃に対する防護策や耐候性等に配慮すること。
- ⑦ 放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれがないようにすること。逆流のおそれがある場合はポンプ設備を設けること。
- ⑧ 通常、浄化槽メーカーから施工要領書が示されている。

(2) ますの設置場所と構造

① ますが必要な場所

起 点	各排水が屋外に出たところにますを設ける。
屈曲点	45度以上の屈曲点、落差のあるところに設ける。
合流点	2系統以上の排水の合流点に設ける。
間 隔	直線部分でも管渠の点検や清掃が行える間隔に設ける。排水管の内径の120倍を超えない範囲でますを設けること。

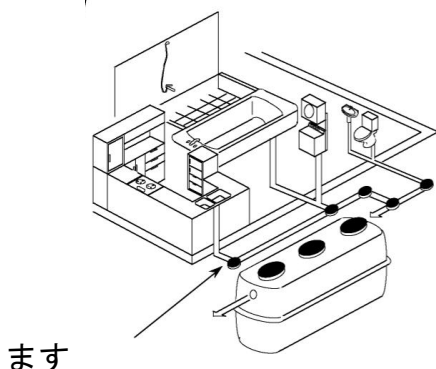


図7-1-1 ますの設置場所(例)

② ますの種類・構造

基本的に流入側の本管のますは全てインバートますとし、二重トラップとならないよう留意する。ただし、トラップのない器具を接続するときはトラップますを設ける。この場合、トラップ付きインバートますを設置してもよい。ますの内径又は内法は15cm以上の円形又は角型とし、密閉蓋とする。

○インバートます：汚水中の汚物や固形物が停滞しないように底部に半円月状の溝（インバート）を切っている点検用のます。

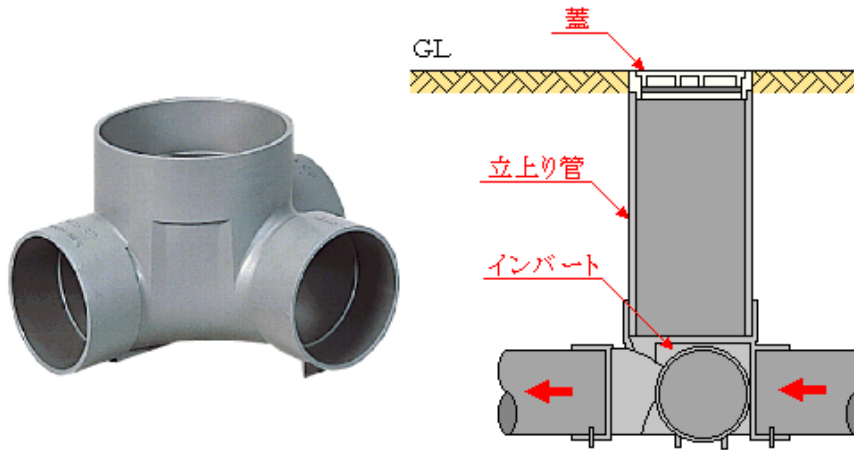


図 7-1-2 インバートます

○トラップます：排水管から臭気の逆流や衛生害虫の侵入を防ぐための封水部を持つます。

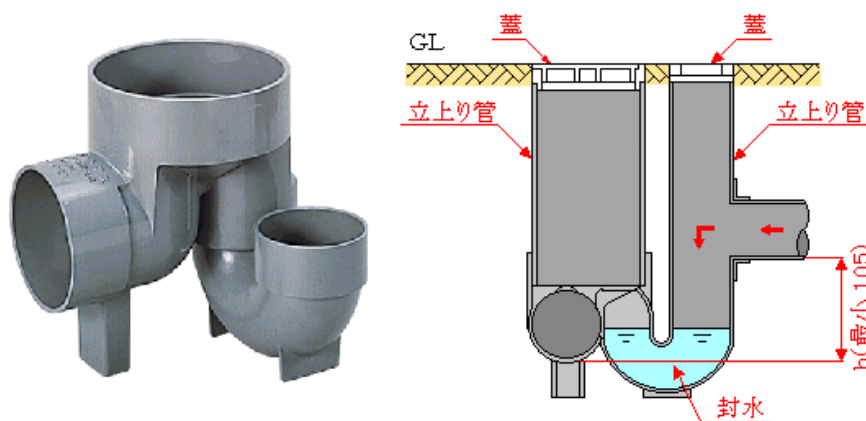


図 7-1-3 トラップます

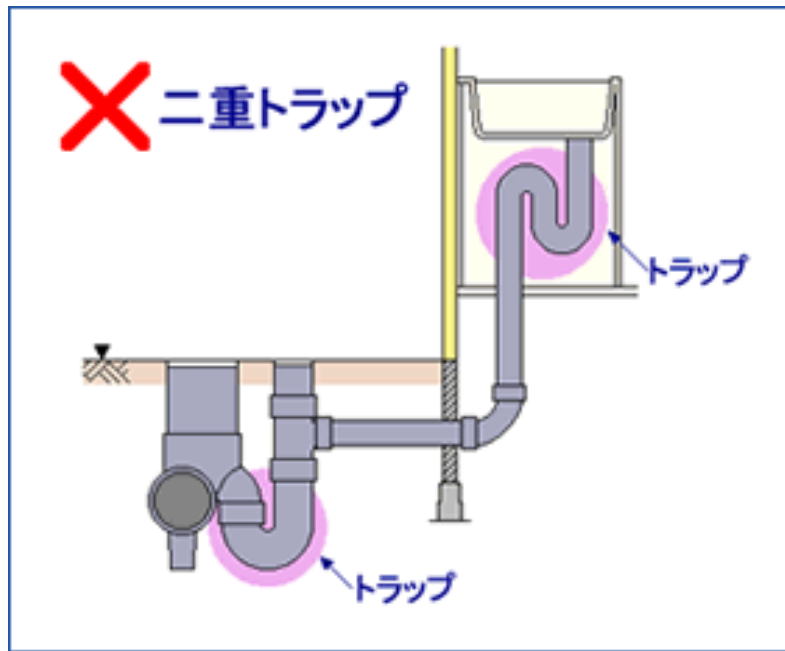


図 7 - 1 - 4 汚水枡の設置禁止の例

③ ますの基礎

ますの基礎は、砂、碎石又はコンクリート基礎とする。

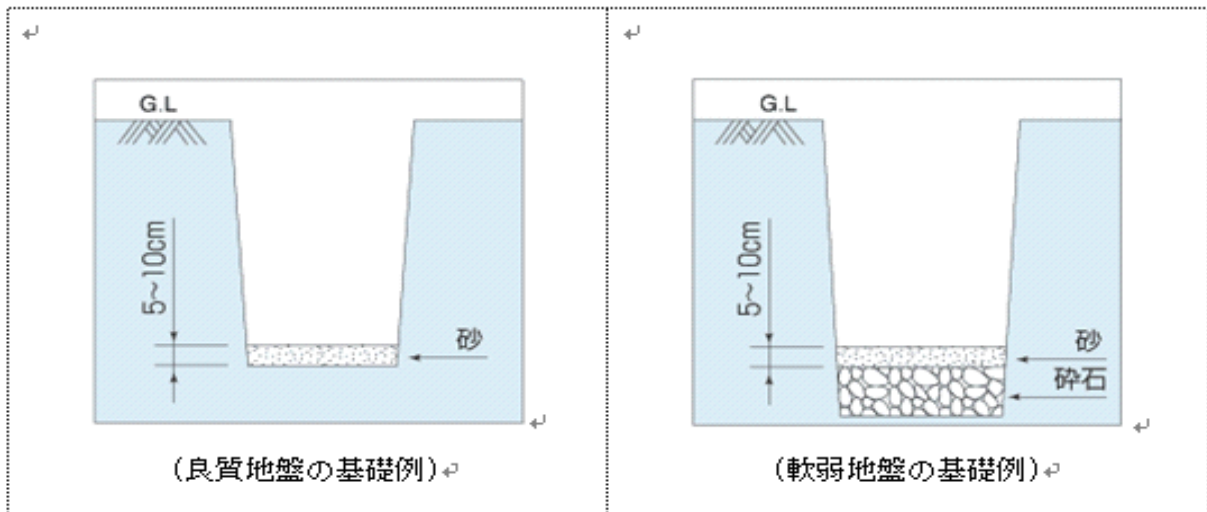


図 7 - 1 - 5 汚水枡の基礎例

(3) ポンプ設備の留意点 (流入ポンプ及び放流ポンプ)

①流入ポンプ設備

ア 流入管底が深い場合には流入ポンプ設備を設ける。

イ ポンプは2台以上設置し、同一能力とすること。

ウ 流入ポンプ槽から浄化槽へ汚水を移送する場合は、流量調整を行うこと。

1日あたりの移送水量は、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する水量とする。

エ ポンプまずに変形や破損、漏水のおそれがないようにすること。

オ ポンプの固定は十分にすること。また、取り外しができるようにすること。

カ ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げないようにすること。



図7-1-6 流入ポンプ槽の良否の例

②放流ポンプ設備

ア 放流先が浄化槽の放流管底より浅い場合や放流先までの配管に勾配がとれない場合には、放流ポンプ設備を設ける。

イ ポンプは2台以上設置し、同一能力とすること。

ウ 放流管は、放流先の最高水位よりも高く設定すること

エ～カは①と同じ

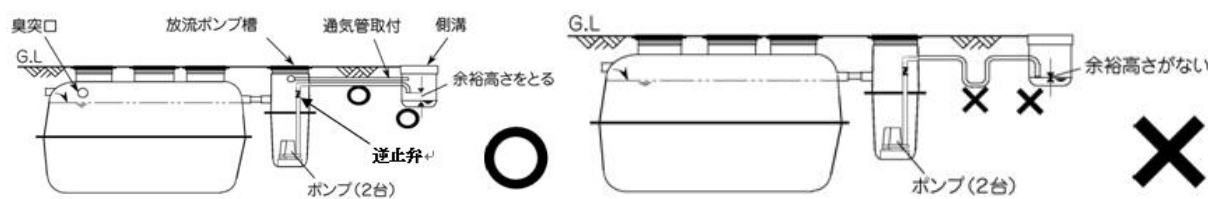


図7-1-7 放流ポンプ槽の良否の例

文書 7-1-1 管渠の勾配等

浄化槽の設計・施工上の運用指針(2002年版)

編集 国土交通省住宅局建築指導課/日本建築行政会議

4. 施工・維持管理上の留意点

4.6 関連工事の施工上の留意点

(2) 配管設備

- ① 浄化槽の配管が建築物の躯体の構造耐力上主要な部分を貫通する場合には、構造耐力上支障が生じないようにすること。
- ② 管を支持固定する場合は、吊り金物又は防震ゴムを用いる等、振動及び衝撃の緩和のための有効な措置を講じたものとする。
- ③ 流入管及び排水管の構造は、以下によるものとする。
 - (イ) 汚水の量及び水質に応じ、有効な容量及び材質を有する。
 - (ロ) 流入管の勾配は、水平面に対して100分の1程度とし、排水管の勾配は、水平面に対して200分の1以上を原則とする。
 - (ハ) 排水管の末端は、排水施設に排水上有効に連結する。
 - (ニ) 汚水に接する部分は、不浸透管と耐水材料で造る。
 - (ホ) 排水管は、原則として雨水排水管と建築物の敷地内において接続しない。
- ③ 浄化槽の設置位置又はその近辺に維持管理上の給水栓を設けること。

一口メモ

管渠の勾配：下水道排水設備指針と解説(日本下水道協会)には、管径100mmの場合の勾配は、100分の2以上とされている。一方、浄化槽の場合は、降雨時の側溝等の水位上昇に対応するため、接続箇所をできるだけ上に設ける必要があるため勾配を100分の1以上とすることが多い。なお、管内流速は、0.6~1.5m/秒の範囲が望ましいとされている。

7-2 電気工事

ブロワの設置にあたり必要となるブロワ専用の電源を設ける工事

(1) 電気工事の注意点

- ① ブロワ専用の電源は、浄化槽設置場所の近くの屋外に防雨型コンセントにて設置し、漏電遮断機を設ける。
- ② 屋外コンセントは、地盤面から30cm以上の位置に設ける。
- ③ 電気工事は専門の技術者（電気工事士）が必ず行う。
- ④ 電気配管は、上部コンクリートに埋設する場合、関係者と綿密な打合せが必要となる。
- ⑤ 通常、浄化槽メーカーから施工要領書が示されている。

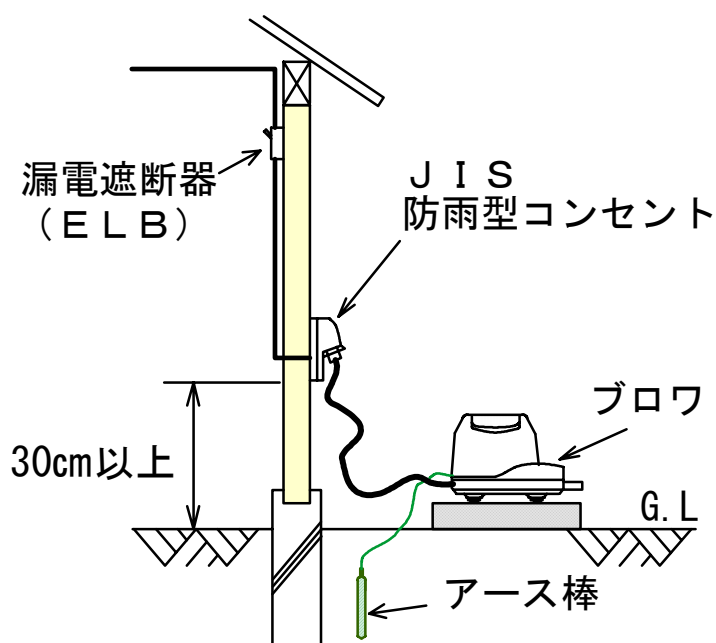


図7-2-1 ブロワの電気工事の例

7-3 ブロワ据え付け工事

(1) ブロワ据え付け工事の注意点（据え付け場所）

- ① なるべく直射日光を避け、風通しのよい場所とする。
- ② 水はけがよく湿気が少なく、かつ粉塵が少ない場所とする。
- ③ 冠水の恐れがない場所とする。
- ④ 換気扇の近くなど、油分を吸込む可能性があるところから離れた場所とする。
- ⑤ できるだけ浄化槽に近い場所とする。
- ⑥ 寝室や居間から離れた場所で隣家やトタン壁の近くなどは避ける。
- ⑦ 保守点検が容易に行える場所とする。

(2) 空気配管

- ① ブロワの空気配管は、配管長さ5m以内で曲がり5箇所以内を標準とし、規定の送風量が確保できるものとする。やむを得ず配管が長くなる場合は、空気配管の径を大きくするか、規定の吐出風量を確保できるブロワに替える等の措置を講ずる。
- ② 一般に地下10～20cmくらいに埋設する。車庫など上部に荷重がかかる場合は20cm以上の土被りとし、スラブ打ちを行う。

(3) 据え付け基礎

- ① 建物の外壁からできるだけ離して設置する。(20cm以上)
- ② コンクリート造りで、地上から10cm以上高く、ブロアの外寸より5cm以上大きく、しっかりとした基礎とする。
- ③ 据え付け面はモルタル仕上げを入念に行い、水平に仕上げる。

(4) その他

- ① 必要に応じ騒音・防振対策を行う。
- ② アース工事（D種）を行う。
- ③ 通常、浄化槽メーカーから施工要領書が示されている。

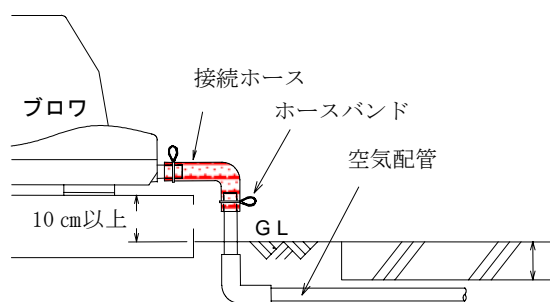


図7-3-1 ブロワ据え付け工事の例

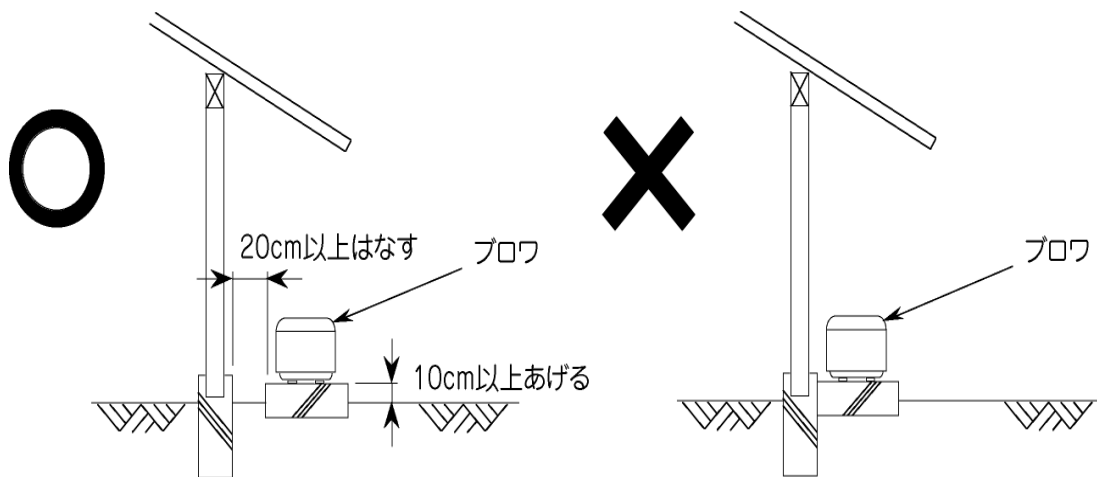


図 7 - 3 - 2 プロワの設置の良否の例

※補助事業では、「プロワの設置状況の写真」の提出を求められる場合があるので、
浄化槽整備士、標識、黒板とともに撮影しておくこと。

表7 付帯工事チェックリスト（例）

浄化槽設備士			
チェック項目			確認年月日
排水設備工事	配管施工	生活排水は全て接続し、雨水や工場排水などは接続してはならない。	・ ・
		各器具からの屋内排水管は、原則として個別に屋外に出すこと。	・ ・
		配管はできるだけ最短距離とすること。ただし、床下配管は排水管の故障の発見及び清掃が困難になるため、できるだけ避けること。	・ ・
		掘削の底面は不陸がないように転圧し、地盤が軟弱な場合は砂利、碎石を敷き、目潰しを施すこと。	・ ・
		流入管の勾配は、100分の1以上、排水管の勾配は200分の1以上とする。	・ ・
		配管の起点における土被りは通常20cm以上とし、やむを得ず露出配管とする場合は、外部からの衝撃に対する防護策や耐候性等に配慮すること。	・ ・
		放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれがないようにすること。逆流のおそれがある場合はポンプ設備を設けること。	・ ・
	ますの設置	起点は、各排水が屋外に出たところにますを設ける。	・ ・
		屈曲点は、45度以上の屈曲点、落差のあるところに設ける。	・ ・
		合流点は、2系統以上の排水の合流点に設ける。	・ ・
		間隔は、直線部分でも管渠の点検や清掃が行えるよう設け、排水管の内径の120倍を超えない範囲でますを設けること。	・ ・
		基本的に流入側の本管のますは全てインバートますとする。	・ ・
		二重トラップとならないよう留意し、トラップのない器具を接続するときはトラップますを設置する。	・ ・
		ますの蓋は密閉でき、堅固で耐久性のある構造であること。	・ ・
		ますの内径又は内法は15cm以上の円形又は角型とする。	・ ・
		ますの基礎は砂、碎石又はコンクリート基礎とする。	・ ・
	流入ポンプ設備	流入管底が深い場合には流入ポンプ設備を設ける。	・ ・
		ポンプは2台以上設置し、同一能力とすること。	・ ・
		流入ポンプ槽から浄化槽へ汚水を移送する場合は、流量調整を行うこと。また、1日あたりの移送水量は、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する水量とする。	・ ・

表7 付帯工事チェックリスト（例）

2 / 3

チェック項目		確認年月日		
排水設備工事	流入ポンプ設備	ポンプますに変形や破損、漏水のおそれがないようにすること。	・	・
		ポンプの固定は十分にすること。また、取り外しができるようにすること。	・	・
		ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げないようにすること。	・	・
	放流ポンプ設備	放流先が浄化槽の放流管底より浅い場合や放流先までの配管に勾配がとれない場合には、放流ポンプ設備を設ける。	・	・
		ポンプは2台以上設置し、同一能力とすること。	・	・
		放流管は、放流先の最高水位よりも高く設定すること。	・	・
		ポンプますに変形や破損、漏水のおそれがないようにすること。	・	・
		ポンプの固定は十分にすること。また、取り外しができるようにすること。	・	・
		ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げないようにすること。	・	・
電気工事	電気工事	ブロー専用の電源は、浄化槽設置場所の近くの屋外に防雨型コンセントにて設置し、漏電遮断機を設ける。	・	・
		屋外コンセントは、地盤面から30cm以上の位置に設ける。	・	・
		電気工事は専門の技術者（電気工事士）が必ず行う。	・	・
		電気配管は、上部コンクリートに埋設する場合、関係者と綿密な打合せが必要となる。	・	・
ブロー据付け工事	据え付け場所	なるべく直射日光を避け、風通しのよい場所とする。	・	・
		水はけがよく湿気が少なく、かつ粉塵が少ない場所とする。	・	・
		冠水の恐れがない場所とする。	・	・
		換気扇の近くなど、油分を吸込む可能性があるところから離れた場所とする。	・	・
		できるだけ浄化槽に近い場所とする。	・	・
		寝室や居間から離れた場所で隣家やトタン壁の近くなどは避ける。	・	・
		保守点検が容易に行える場所とする。	・	・
	空気配管	ブローの空気配管は、配管長さ5m以内で曲がりは5箇所以内を標準とし、規定の送風量が確保できるものとする。	・	・

表7 付帯工事チェックリスト（例）

3 / 3

チェック項目			確認年月日
ブロ ワ 据 付 け 工 事	空気配管	配管が長くなる場合は、空気配管の径を大きくするか、規定の吐出風量を確保できるブロワに替える等の措置を講ずる。	・ ・
		地下10～20cmくらいに埋設する。	・ ・
		上部に荷重がかかる場合は、20cm以上の土被りとし、スラブ打ちを行う。	・ ・
	据え付け基礎	建物の外壁からできるだけ離して設置する。(20cm以上)	・ ・
		コンクリート造りで、地上から10cm以上高く、ブロアの外寸より5cm以上大きく、しっかりとした基礎とする。	・ ・
		据え付け面はモルタル仕上げを入念に行い、水平に仕上げる。	・ ・
	その他	必要に応じて騒音・防振対策を行う。	・ ・
		アース工事（D種）を行う。	・ ・

8 特殊工事

設置条件により必要となる嵩上げ工事やビット工事、補強工事など特殊な工事。

8-1 嵩上げ工事

排水地点と浄化槽までの距離が長いと、配管の勾配を確保するために浄化槽を地表面よりも深く設置する場合に、マンホール蓋部分を地表面まで嵩上げする工事。マンホールの嵩上げは30cm以内とする。

(1) 嵩上げ工事の注意点

- ①嵩上げ枠に直接荷重がかからないように施工する。
- ②嵩上げ材は、メーカーの指定品を使用し、水平にビス止めの上コーキング材を塗布する。
- ③嵩上げが30cm以内であっても維持管理作業に支障がある場合には、ピット構造とすること。
- ④通常、浄化槽メーカーから施工要領書が示されている。

文書8-1-1 嵩上げ30cmの根拠

浄化槽の設計・施工上の運用指針(2002年版)(抄)
(編集：国土交通省住宅局建築指導課、日本建築行政会議)

4. 施工・維持管理上の留意点

4.2 FRP製浄化槽の嵩上げ

浄化槽を深埋めにするとう槽の強度及び槽内の点検・清掃に支障が生じる場合がある。従って、槽の嵩上げをする場合は高さを0.3m以下とする。

なお、流入管底が深くなる場合や寒冷地に設置する必要があり、0.3mを超える高さとなる場合は鉄筋コンクリート造のピットを設ける。なお、ピット上面には縞鋼板製の蓋を設け、ピット内には排水溝を設ける。

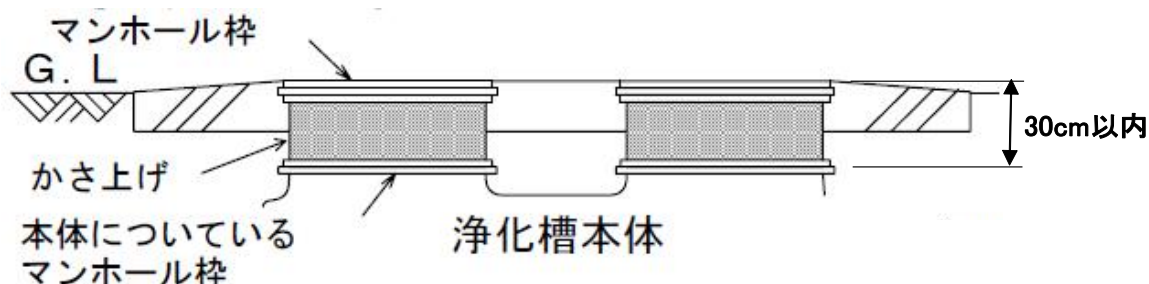


図8-1-1 嵩上げ工事の例

8-2 ピット工事

嵩上げが、30cm以上になる場合に、維持管理作業をし易くするために地面より下がった所に設ける作業空間を造作する工事。

(1) ピット工事の注意点

- ① ピット内は安全に維持管理が行えるよう作業スペースを十分に確保する。
- ② 外部の圧力が槽に直接かからないように施工する。
状況に応じて上部の土圧や側圧による破損防止のため、支柱工事や擁壁工事を行う。
- ③ ピット内底部は雨水勾配をとり、雨水のドレーンを放流側のます等に接続すること。
- ④ ピットが深い場合は、タラップを設けること。
- ⑤ 原則としてピット内の嵩上げは行わないこと。
- ⑥ ピットは、鉄筋コンクリート造とする。
- ⑦ 通常、浄化槽メーカーから施工要領書が示されている。

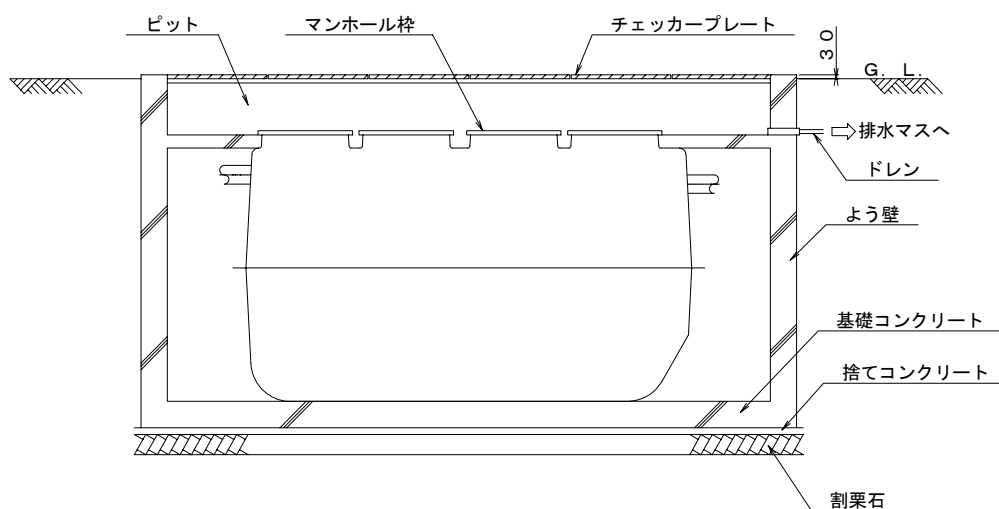


図8-2-1 ピット構造の仕様例

8-3 耐荷重（駐車場）工事

浄化槽上部を駐車場として利用する場合や、浄化槽上部を車両が通る場合に、浄化槽に荷重がかからないよう、周囲に上部荷重を受けるための補強を行う工事

(1) 補強工事の注意点

- ① 上部の荷重が、直接浄化槽本体にかからない構造とする。
- ② 各部材の仕様は、該当する車の荷重を考慮して計算する。
- ③ 柱の仕様は、荷重の大きさ、浄化槽の規模などその現場にあった仕様にする。
なお、強度評定（(財)日本建築センター）を受けた浄化槽で、補強工事を省略できる場合がある。
- ④ 底版コンクリートやコンクリートの立上げ部分、蓋などの補強が必要。

表 8-3-1 耐荷重仕様でない浄化槽の上部での駐車場の工事仕様（例）
（単位：mm）

基礎	割栗石又は碎石		100
	捨てコンクリート		50
	鉄筋コンクリート	コンクリート	200
配筋		D13-200@ダブル	
上部スラブ	鉄筋コンクリート	コンクリート	200
		配筋	D13-200@ダブル
支柱	鉄筋コンクリート	直径	200
		主筋	4-D13
		フープ筋	D10-100@

(注) D：異形鉄筋 @：鉄筋中心間隔

※ 上記工事仕様(例)は三好市の例（平成26年度浄化槽市町村整備推進事業）

※ 通常、浄化槽メーカーの施工要領書で仕様が表示されている。

※ 上部が駐車場となる場合は、補強工事の内容について、事前に当該市町村担当者と協議する必要がある。

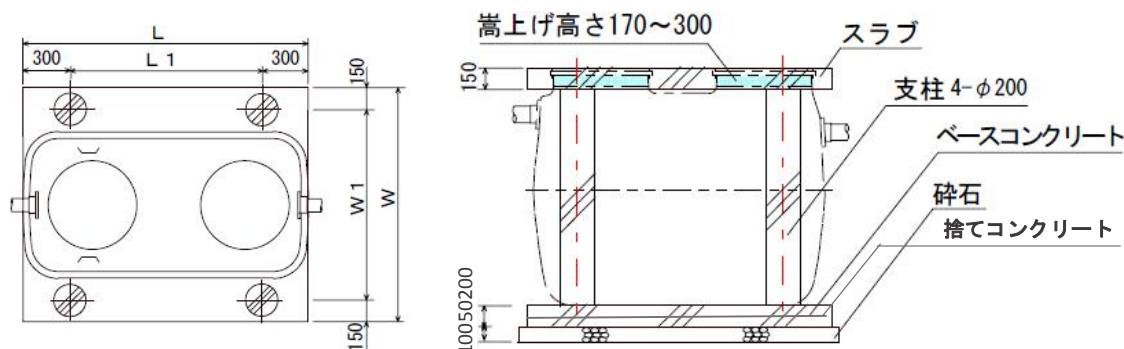


図 8-3-1 駐車場仕様の例

8-4 浮上防止工事

地下水位が高い場所や湧水の多い場所へ浄化槽を設置する場合に、浮力による浮上を防ぐために行う対策工事。

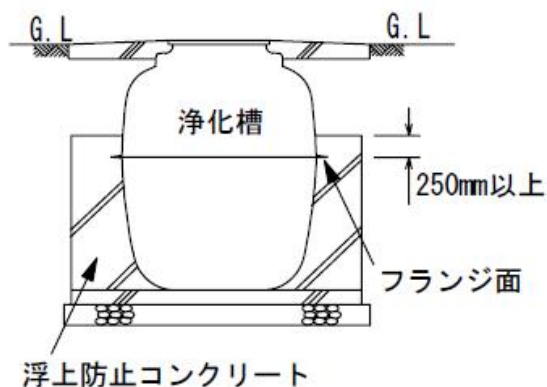
(1) 補強工事の注意点

①掘削

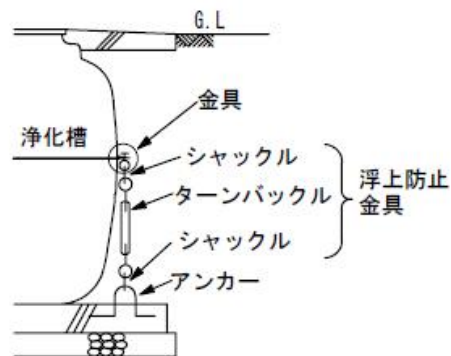
- ・地下水や湧水の多い地盤の掘削は、釜場を設け、水中ポンプなどを用いて排水する。
- ・この場合、矢板のみでは、不十分な場合が多いので、腹おこし及び切りばり支保工を組み立てることが安全である。

②据え付け

- ・本体の底部をコンクリートで固めたり、浮上防止金具や固定金具で本体を固定するなど浄化槽本体の浮上する対策を講じる必要がある。
- ・金具による浮上防止を行う場合には、基礎の鉄筋との結束を十分に行うこと。標準仕様の浄化槽では、対応ができない場合には、当該浄化槽の施工要領書に基づく仕様の浄化槽とする必要がある。
- ・通常、浄化槽メーカーから施工要領書が示されている。



浮上防止根巻きコンクリートの例



浮上防止金具の例

図 8-4-1 浄化槽の浮上防止工事の例

8-5 擁壁設置工事

建物の基礎や交通量の多い道路、崖下から離れた場所に設置できないなど、側面に荷重がかかる場合に行う擁壁工事

(1) 擁壁設置工事の注意点

① 建物の基礎、交通量の多い道路際や崖下等の大きな応力がかかっている場所には、浄化槽を設置しないこと。

② 敷地等の関係からやむを得ず設置せざるを得ないときには、鉄筋コンクリートの擁壁を設ける等の措置を行う必要がある。

○浄化槽と建築物等との距離が十分でない場合において、擁壁を設けない場合には、浄化槽に土圧がかからないことを証明する書類を添付する。

○浄化槽は、建築物の基礎及び道路端から下方45度以内に浄化槽を設置しないことが望ましい。なお、下方45度は、最大限の安全を見越した場合の角度であり、建築物の荷重、基礎の構造(布・べた基礎)及び土質等により異なるので、擁壁を設ける際に留意する。

○浄化槽メーカーの施工要領書で仕様が示されている。

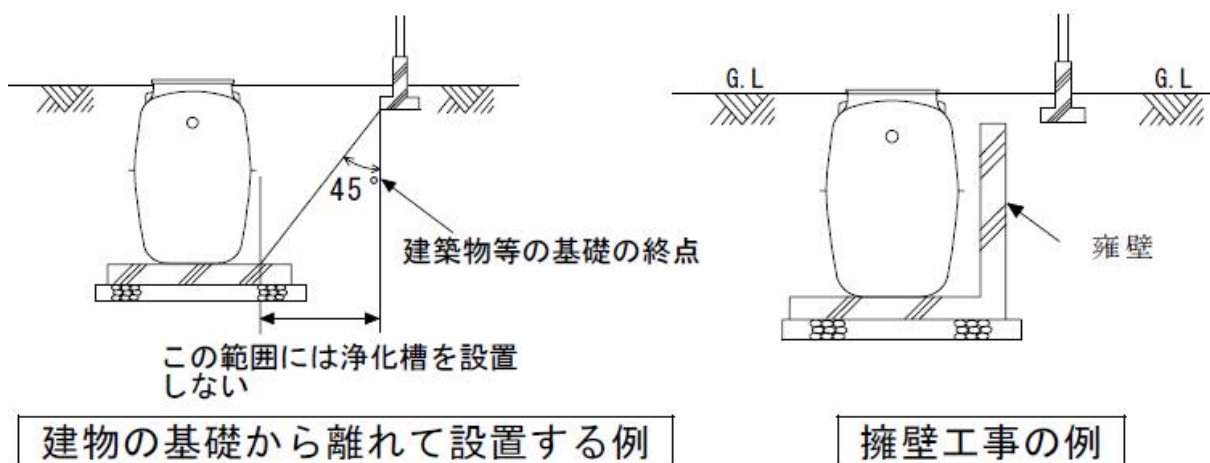


図8-5-1 建物の周辺設置の例

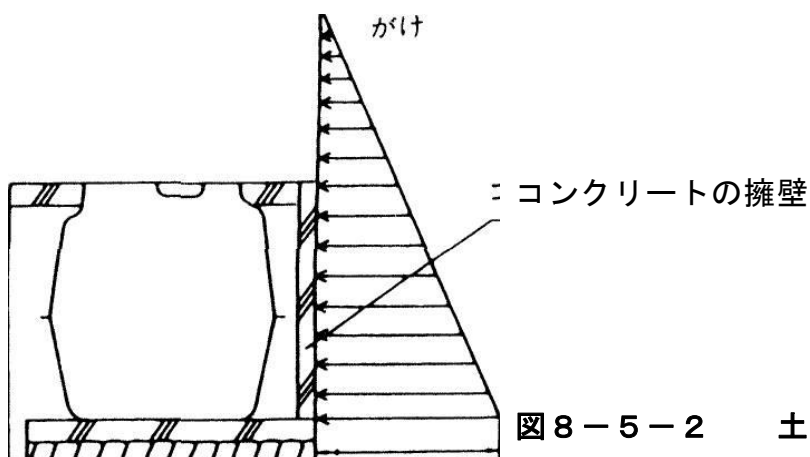


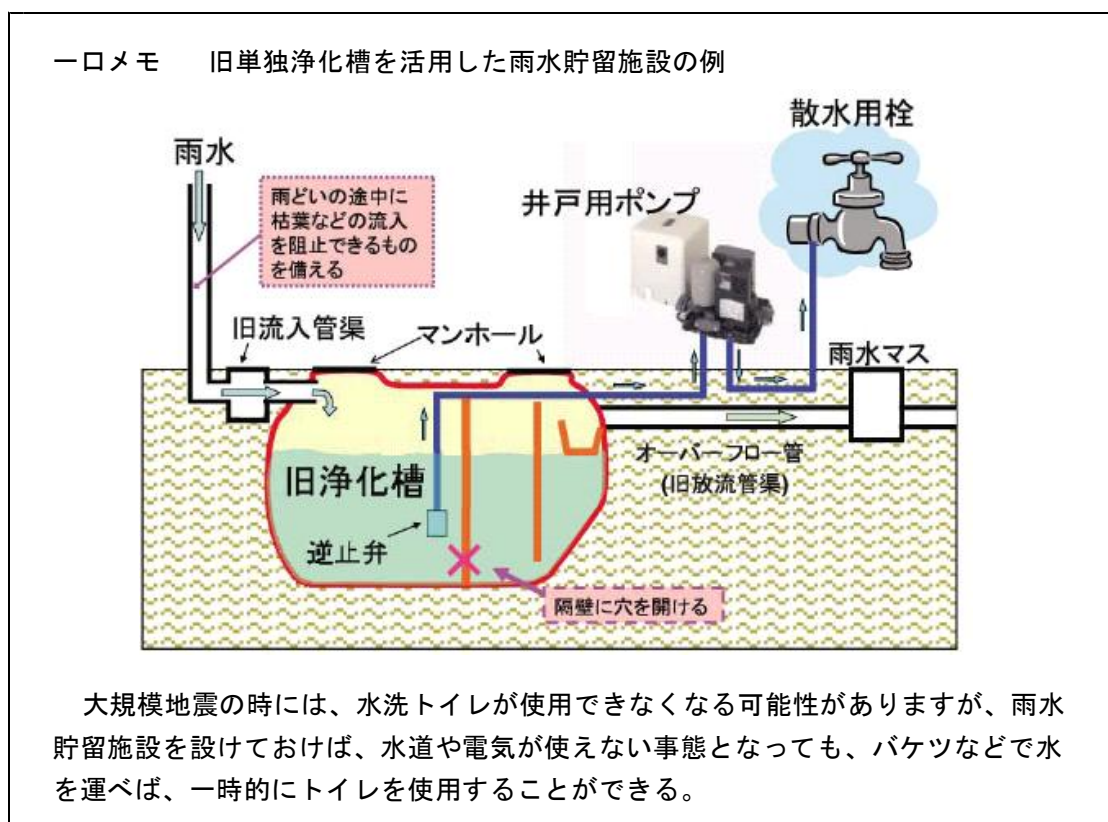
図8-5-2 土圧等の対策の例

8-6 既設浄化槽の撤去工事

※補助事業で、既設の「汲み取り槽」や「単独処理浄化槽」を撤去する場合は、「撤去前」、「撤去中」及び「撤去後」の工事写真の提出が必須。

※撤去工事を補助事業の対象としない場合でも、工事写真を求められる場合があるので、あらかじめ各市町村に確認すること。

- (1) 浄化槽の清掃(汚泥の引き抜き、洗浄等)、消毒(石灰等)を行う。
- (2) 浄化槽の掘り出し(上部コンクリートのはつり、土の掘り起こしを含む)を行う。
- (3) 浄化槽の基礎部分(基礎コンクリート、栗石等)の撤去を行う。
- (4) 掘り出した浄化槽は法令に基づき、以下のように適正に処分する。
 - 既設浄化槽が不要になった場合、浄化槽を処分する方法として、撤去処分(掘り出し)する方法、浄化槽を雨水貯留施設等として活用する方法がある。
 - 浄化槽の使用を廃止(処分)する場合には、浄化槽管理者は、浄化槽法第11条の2に基づく浄化槽使用廃止届を使用を廃止したときから30日以内に総合県民局長(東部保健福祉局長)に提出しなければならない。
 - 使用を廃止(処分)しようとしている浄化槽が隣接設置している等、撤去が物理的に困難な場合には、浄化槽使用廃止届の提出先にあらかじめ相談すること。建築物に隣接設置廃棄にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定される産業廃棄物となることから、法に基づき適正に処分する必要がある。



9 工事完了確認・調整・試運転

工事完了後、全ての工事が適切に行われたかどうかの確認・調整及び試運転を行う。

(1) 確認・調整・試運転

- ① 全ての工事が適切に行われたかどうか、必ずチェックリストで確認した上で、浄化槽設備士が署名・押印し、チェックリストを作成する。
(P69 「表9-2 工事完了確認・調整・試運転チェックリスト」参照)
- ② 浄化槽の内部設備及びブロワ、ポンプ等の機械設備については、当該浄化槽の施工要領書により試運転を行い、稼働状況の確認及び調整を行う。
(「表9-1 試運転調整の例」参照)

表9-1 試運転調整の例

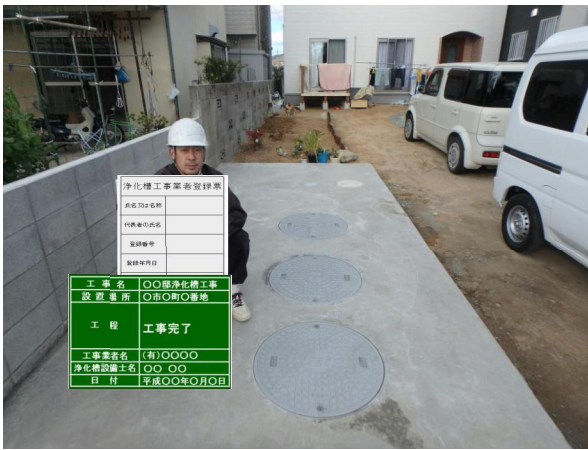
- ① 槽内の設備を図面と参照して、部品の脱落や有無を確認する。
- ② 各槽内の水位が正常な状態にあることを確認する。
- ③ 水平設置を水準目安線と越流堰でチェックする。
- ④ ブロワを運転して、槽内のばっ気状態が正常であることを確認する。
- ⑤ 各バルブを操作して、逆洗や汚泥移送が正常に行うことができるよう調整する。
- ⑥ ブロワの振動や音がないか、屋内での確認をあわせて行う。
- ⑦ その他必要な運転調整を行う。

(2) 工事完成写真（完成がわかる写真）

(補助金関係提出用写真)

工事写真 9-1

(工事写真10)

	<ol style="list-style-type: none"> 1 撮影ポイント <ul style="list-style-type: none"> ●周辺状況（背景の家屋等）もわかるよう写すこと。 ●コンクリート養生後、本体工事が完成したことが分かるように写すこと。 ●浄化槽工事業者登録(届出済)標識及び黒板を掲げていること。(文字が確認できること。標識と黒板を掲げている状態で撮影したアップ写真を添付してもよい) <ul style="list-style-type: none"> ・P27 図6-1-1 標識 ・P27 図6-1-2 黒板(例) 2 審査ポイント <ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽設置届出書に記載の浄化槽設備士と同一人物か確認。
---	---

(3) 完了検査

- ① 確認・調整及び試運転が完了したら、市町村担当者による補助対象浄化槽工事完了検査を受ける。
- ② 維持管理業者が決まっている場合は、立会いを求め、必要な引継ぎを行う。
- ③ 完了検査や維持管理業者への引継ぎには、浄化槽管理者（使用者）の立会いを求める。

表 9-2 工事完了確認・調整・試運転チェックリスト
(浄化槽工事業者からの提出)

検査項目		チェックポイント		チェック
1	流入管きよ及び放流管きよ勾配	①	汚物や汚水の停滞がないか。	
2	放流先の状況	①	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3	誤接合等の有無	①	生活排水が全て接続されているか。	
		②	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4	ますの位置及び種類	①	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切なますが設置されているか。	
5	流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	①	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6	かさ上げの状況	①	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7	浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	①	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
		②	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
		③	コンクリートスラブが打たれているか。	
8	漏水の有無	①	漏水が生じていないか。	
9	浄化槽本体の水平の状況	①	水平が保たれているか。	
10	接触材等の変形、破損、固定の状況	①	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
		②	しっかり固定されているか。	
11	ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	①	各装置に変形や破損はないか。	
		②	しっかり固定されているか。	
		③	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12	消毒設備の変形、破損、固定の状況	①	消毒設備に変形や破損はないか。	
		②	しっかり固定されているか。	
		③	薬剤筒は傾いていないか。	
13	ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	①	ポンプますに変形や破損はないか。	
		②	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
		③	ポンプが2台以上設置されているか。	
		④	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
		⑤	ポンプの固定が十分行われているか。	
		⑥	ポンプの取りはずしが可能か。	
		⑦	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14	ブロワの設置、稼働状況	①	防振対策がなされているか。	
		②	固定が十分行われているか。	
		③	アースはなされているか。	
		④	漏電のおそれはないか。	
上記のことを確認したことを証します。				
年 月 日		担当浄化槽設備士 氏名 (浄化槽設備士免状の交付番号)		印)

10 後片付け・引渡し

工事の完了を確認し、浄化槽本体の内外及び周辺の後片付けを行い、設置者（管理者）に引き渡しを行う。（「表10-1 説明・引渡し資料（例）」参照）

（1）後片付け

全ての工事が完了した後、槽本体の内外及び上部コンクリート等を水洗いし、片付け掃除を行う。

○浄化槽工事に伴う残土・残材は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物となるので、規定に基づき処理する。

○配管及び柵の中に土砂、モルタル片などの異物が残されている場合、溢流のおそれがあるので、取り除く。

（2）引き渡し

① 設置者（管理者）に使用上の注意事項や守るべき義務（保守点検、清掃、法定検査）について説明する。

○正しい使用方法や注意事項を説明する。

（「文書10-1 浄化槽の使用に関する準則」参照）

○使用開始報告書及び廃止届の提出について説明する。

○取扱説明書により使用方法を説明する。

○維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の必要性や補助事業については「浄化槽維持管理標準契約書」について説明する。

○メーカー保証の内容を説明する

表10-1 説明・引き渡し資料（例）

- | | |
|---|-------------------------|
| ① | 型式適合認定書 |
| ② | 竣工図面 |
| ③ | 届出書類等の写し |
| ④ | 使用説明書 |
| ⑤ | 保証書 |
| ⑥ | 登録管理票B票（P72 参照） |
| ⑦ | 国庫補助指針適合浄化槽の登録証（P73 参照） |
| ⑧ | 工事写真 |
| ⑨ | チェックリスト（P69 参照） 等 |

② 新築の場合等で、資料の手渡しができない場合には、これらが確実に設置者（管理者）に渡るように建築業者、管理業者に依頼すること。

文書 10-1 浄化槽の使用に関する準則

浄化槽の使用に関する準則

(環境省関係浄化槽法施行規則 第1条)

(昭和59年3月30日 厚生省令第17号)

- 1 し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
- 2 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。
- 3 浄化槽法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）付則第2条の規定により浄化槽とみなされたもの（以下「みなし浄化槽」という）にあつては、雑排水を流入させないこと。
- 4 浄化槽（みなし浄化槽を除く。第6条第2項について同じ。）にあつては、工場排水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。
- 5 電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を切らないこと。
- 6 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
- 7 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。
- 8 通気装置の開口部をふさがないこと。
- 9 浄化槽に故障又は異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること

文書 10-2 登録管理表 B 表

様式第1号(第6条関係)

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">申請者控 又は市町村控</div>				
<h3 style="margin: 0;">登録浄化槽管理票(B票)</h3>				
平成 27 年 1 月 1 日				
登録者	住所			
	氏名			
<p style="text-align: center;">この浄化槽は、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として、全国浄化槽推進市町村協議会の登録を受けております。</p>				
登録者記入欄	① 登録番号		② 登録年月日	
	③ 浄化槽の名称	型	④ 処理対象人員	人
	⑤ 製造を行った工場の所在地及び名称			
	備考 本票は登録者が登録浄化槽を販売する際に、登録証の写しと併せて浄化槽設置者(申請者又は市町村)に回付すること。			
申請者又は市町村記入欄	⑥ 浄化槽設置者	住所		
		(フリガナ)		
		氏名		
	⑦ 設置場所			
	⑧ 使用開始予定日	年 月 日	⑨ 使用予定人員	人
	⑩ 浄化槽工事業者	住 所		
		(フリガナ)		
氏名または名称				
	知事登録・届出番号			
備考 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽整備事業に係る補助金・交付金申請を市町村に行う場合は、本票を市町村への提出書類(C票)の控として申請者において保管すること。 ・市町村が設置者である場合は、市町村の控として保管すること。 ・本票は、統計資料として利用する場合がある。 				

(日本工業規格A4)

文書 10-3 国庫補助指針適合浄化槽の登録証

様式第2号（第6条関係）

登 録 証

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

全国浄化槽推進市町村協議会
会 長

印

浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領第6条第1項の規定により、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されたことを証する。

なお、登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。

登録番号		登録年月日	年 月 日
工場の所在地及び名称			
浄化槽の名称			
浄化槽の型式認定番号 及び型式認定年月日			
備 考			

（日本工業規格 A4）

※ 登録を更新する場合にあつて、維持管理作業性及び品質管理状況が特に優れていると判定された浄化槽の登録の有効期間は、登録更新の日から起算して5年とする。

11 提出写真（補助金関係提出写真）チェックリスト

写真No.	撮影する項目	撮影日 チェック
工事写真 1 (必須)	浄化槽設備士が実地に監督（工事）していることを 証する写真 (P 26)	・ ・
工事写真 2 (必須)	基礎工事の状況を示す写真 1 (2枚になっても良い) ●栗石又は砕石地業を行ったことがわかる写真 ●捨てコンクリートを打っていることがわかる写真 (P 34)	・ ・
工事写真 3	基礎工事の状況を示す写真 2 ●基礎コンクリートの型枠及び配筋の状態がわかる写真 (P 37)	・ ・
工事写真 4 (必須)	基礎工事の状況を示す写真 3 ●基礎コンクリートの打設がわかる写真 (P 37)	・ ・
工事写真 5	据付工事の状況を示す写真 1 ●浄化槽本体の搬入状況の写真 (P 39)	・ ・
工事写真 6 (必須)	据付工事の状況を示す写真 2 ●浄化槽本体の水張り状況の写真 (P 42)	・ ・
工事写真 7 (必須)	据付工事の状況を示す写真 3 ●埋戻し状況の写真 (P 44)	・ ・
工事写真 8	嵩上げの状況の写真 1 ●上部コンクリートの型枠及び配筋の状態がわかる写真 (P 45)	・ ・
工事写真 9 (必須)	嵩上げの状況の写真 2 ●「嵩上げの高さ」・「上部コンクリートの打設」がわかる写真 (P 46)	・ ・
工事写真10 (必須)	工事完成写真 ●「完成」がわかる写真 (P 68)	・ ・

※ 補助事業により既設の「汲み取り槽」や「単独処理浄化槽」を撤去する場合、
「撤去前」、「撤去中」及び「撤去後」の工事写真の提出が必須となっている。

12 補助金制度

(※本資料は徳島県における制度を示したものです)

12-1 補助金制度の概要

(1) 浄化槽市町村整備推進事業【市町村設置型】

①市町村が設置主体となって計画的、面的に浄化槽を整備する場合、費用の一部を県が補助する。

②補助率 国 1/3、県 1/10、市町村負担 14/30、設置者負担 1/10

浄化槽の設置費用（補助対象額）			
設置者	市町村負担	県負担	国負担
3/30	14/30	3/30	10/30

※下水道事業債：元利償還費の49%は地方交付税措置（事業費補正44%、単位費用5%）
過疎対策事業債：元利償還金の70%は地方交付税措置

※平成26年度から28年度に事業着手（調査含む）した場合は、事業開始から3年間、県負担を6/30に倍増

浄化槽の設置費用（補助対象額）			
設置者	市町村負担	県負担	国負担
3/30	11/30	6/30	10/30

③補助対象

- ・ 50人槽以下
- ・ 事業実施地域内の全戸に合併処理浄化槽を整備（複数戸に1基も要件により可能）
- ・ 対象地域に対し、毎年20戸以上を面的に整備（過疎地等は毎年10戸以上）
- ・ 維持管理費については、特別会計を設け、使用料により賄う
- ・ 県費補助は、新設・転換とも対象
- ・ 平成20年度から撤去費補助新設

(2) 浄化槽設置整備事業【個人設置型】 浄化槽設置費補助（新設）

①個人が設置する浄化槽整備を市町村が助成する場合、費用の一部を国が補助する。

②補助率

国 1/3、市町村 2/3 以上

設置者負担	補助対象額（4割）		
	市負	町村担	国負担
18/30	8/30		4/30

③補助対象

- ・ 50人槽以下

(3) 浄化槽設置整備事業【個人設置型】

浄化槽設置費補助（転換）

①個人が設置する浄化槽整備を市町村が助成する場合、費用の一部を県が補助する。

②補助率

国 1 / 3、県 1 / 3 以内（平成17年度から財政力に応じた補正を実施）、市町村 1 / 3 以上

設置者負担 18/30	補助対象額 (4割)		
	市町村負担 4/30	県負担 4/30	国負担 4/30

③補助対象

- ・平成19年度から、補助対象を50人槽以下から10人槽以下へ改定。
- ・平成23年度から県費補助は単独処理浄化槽やくみ取り槽から転換する場合のみ。

(4) 転換上乘せ補助 <市町村設置、個人設置とも対象>

①汲み取り槽→合併処理浄化槽

合併処理浄化槽設置費用の他に撤去費（約10万円）を要するため、市町村が助成する場合に県が1/6を補助する。

上限 10万円 補助対象額		
設置者負担 4 / 6	市町村負担 1 / 6	県負担 1 / 6

②単独処理浄化槽→合併処理浄化槽

合併処理浄化槽設置費用の他に撤去費（約9万円）を要するため、市町村が助成する場合に県が1/6を補助する。

上限 9万円 補助対象額		
設置者負担 4 / 6	市町村負担 1 / 6	県負担 1 / 6

上限 9万円 補助対象額			
設置者負担 3 / 6	市町村負担 1 / 6	県負担 1 / 6	国負担 1 / 6

* 国庫補助要件該当（撤去が必要な場合に限る）

12-2 対象となる地域と範囲

(※詳細は各市町村浄化槽補助金窓口で確認すること)

(1) 補助対象地域

① 個人設置型の場合

雑排水対策を促進する必要がある地域とは、次のアからウのいずれかに該当する地域であること。

ア 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の3第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域(以下「下水道事業計画区域」という。)以外の地域であって、次の(ア)から(キ)のいずれかに該当する地域であること。

(ア) 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項に規定する指定地域

(イ) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域

(ウ) 水道水源の流域

(エ) 水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域

(オ) 水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域

(カ) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域

(キ) その他人口増加の著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域

イ 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する地域であること。

(ア) 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項に規定する指定地域

(イ) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域

ウ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)第5条の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域

② 市町村設置型の場合

生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域とは、次のア又はイのいずれかに該当する地域であること。

ア 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の3第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、次の(ア)から(サ)のいずれかに該当する地域であること。

(ア) 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項に規定する指定地域であって、環境大臣が適当と認める地域

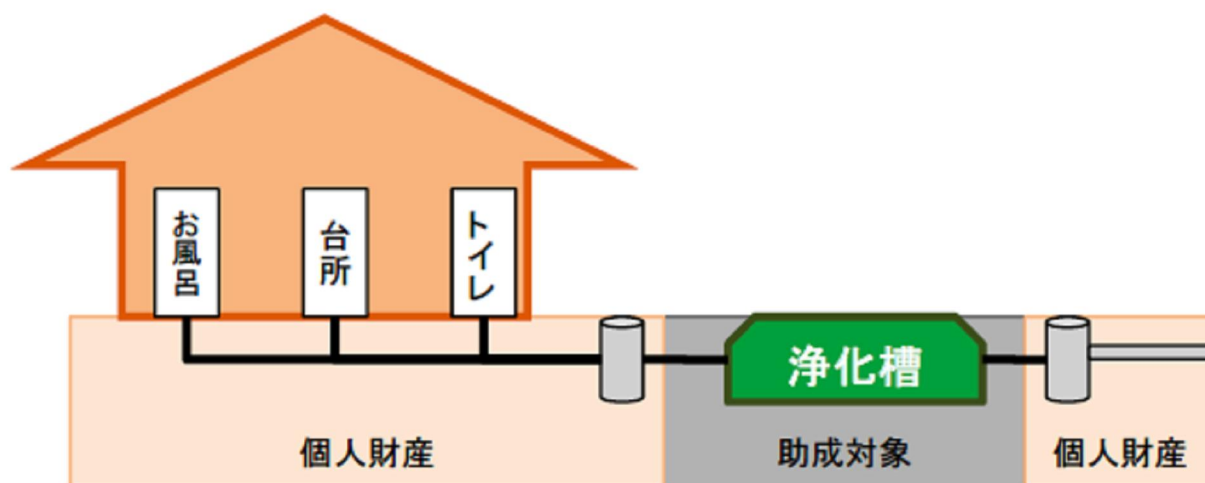
(イ) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の2により指定された地域(第6次水質総量規制対象地域)であって、環境大臣が適当と認める地域

- (ウ) 水質汚濁防止法第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域であって、環境大臣が適当と認める地域
- (エ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に規定する過疎地域であって、環境大臣が適当と認める地域
- (オ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村であって、環境大臣が適当と認める地域
- (カ) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域内の、農業集落排水施設の処理区域周辺地域として環境大臣が適当と認める地域
- (キ) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の規定により指定された漁港の背後の漁業集落及びその周辺地域等であって、環境大臣が適当と認める地域
- (ク) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園地域
- (ケ) 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第2条第1項に定める有明海及び同条第2項に定める八代海の流域
- (コ) 浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域であって、環境大臣が適当と認める地域
- (サ) 既に事業を実施している地域

イ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）第5条の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域

(2) 補助対象範囲

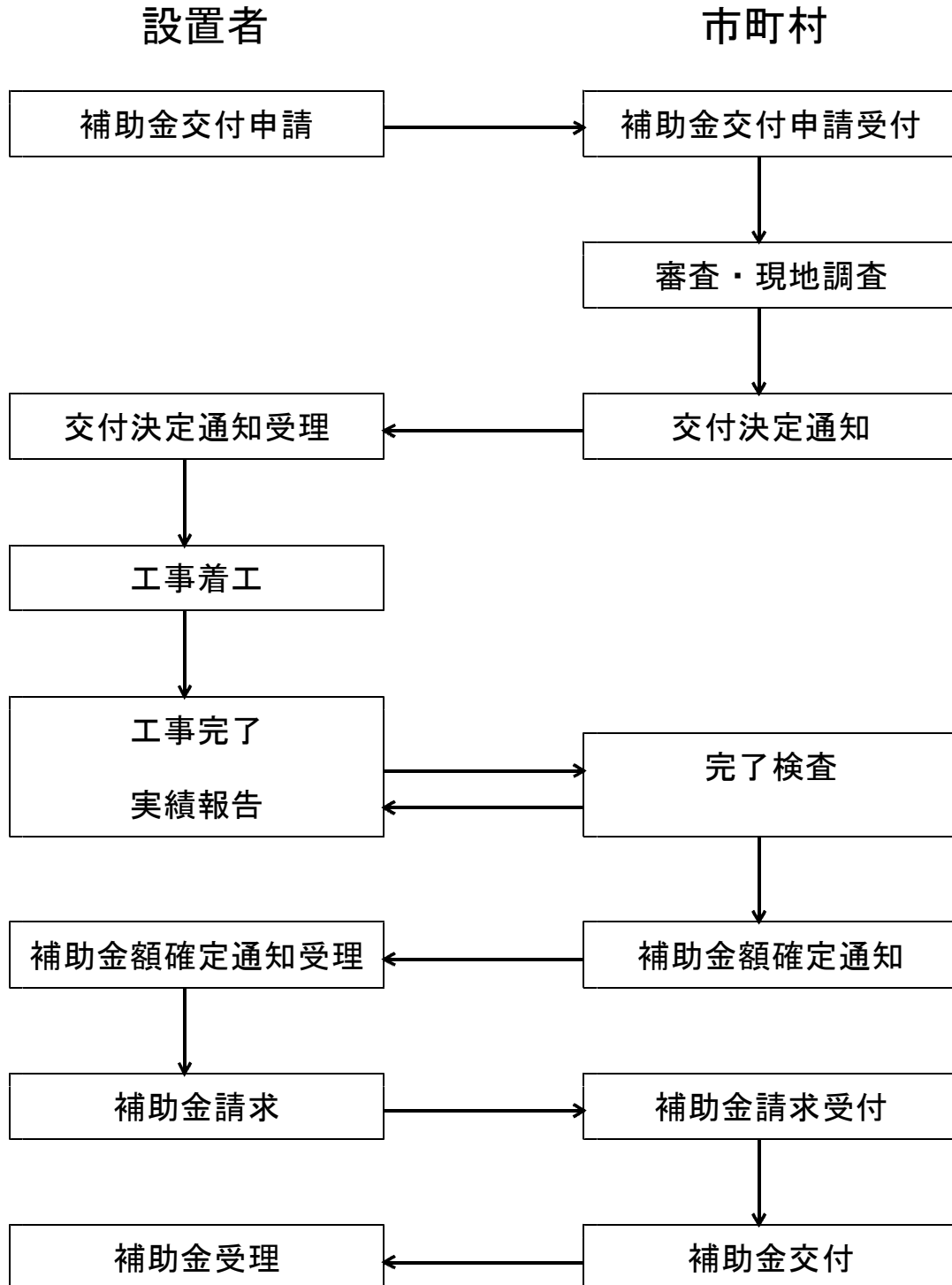
補助金は、浄化槽の本体と設置費用が対象となる。



※ 老朽化した合併浄化槽の「更新」や「改修」は補助対象外である。

12-3 補助金交付事務の流れ

【一般的な例】



※補助金交付の流れは、各年度ごとに完結するのが一般的である。